

会社名: 有限会社 ホリケン		承認	承認	承認	承認	承認	承認
第116回 安全衛生協議会							議事録
実施年月日	2022年2月5日	議事録作成者			山崎 雄貴		
責任者	堀 峰也	出席者			別紙参照		
<p style="text-align: center;">《安災システムにて開催致しました》</p>							
1 安全衛生教育	【25分】	2 睡眠について		【25分】			
<p>労働安全衛生法では、雇用入れ教育、送り出し教育、新規入場者教育を事業者が実施する安全衛生教育として定めています。</p> <p>①雇用入れ時の教育(労働安全衛生規則第35条)</p> <p>②送り出し教育(労働安全衛生法第59条の1)</p> <p>③新規入場者教育(労働安全衛生規則第642条の3)</p>		<p>睡眠には「脳や身体の休養」「疲労回復」「免疫機能の増加」「記憶の固定」「感情整理」など多くの重要な役割があります。</p> <p>このため睡眠が量的に不足したり、質的に悪化したりすると健康上の問題や生活への支障が生じてきます。睡眠時間の不足や睡眠の質の悪化は、生活習慣病のリスクにつながる事がわかってきました。</p> <p>また、不眠がうつ病のようなこころの病につながることや、睡眠不足や睡眠障害による日中の眠気がヒューマンエラーに基づく事故につながることも明らかになっています。</p>					
<p>○現場入場経過日数別の死亡災害発生状況</p> <p>建設業における年間の死亡災害者数365人のうち、現場に入場してから一週間以内に173人が死亡災害となっており、これは全体の約47%を占めています。</p> <p>これにより新規の現場に入ってから日数が経過していない人による災害が多いことがわかります。</p>		<p>睡眠不足は、疲労や心身の健康リスクを上げるだけでなく、作業能率を低下させ、生産性の低下、事故やヒューマンエラーの危険性を高める可能性があります。健康成人を対象にした研究では、人間が十分に覚醒して作業を行うことが可能なのは起床後 12～13 時間が限界であり、起床後 15 時間以上では酒気帯び運転と同じ程度の作業能率まで低下することが示されています。</p>					
<p>○教育の徹底</p> <p>新規の作業者が現場に関する知識・情報が十分に無いまま作業を行うことによる被災率が高い傾向なため、事前に現場の状況・ルール・安全作業に必要な事項などを教育しなければなりません。</p> <p>協力会社が行う「送り出し教育」と元請会社が行う「新規入場者教育」を徹底し死亡災害を減らしていく事が大切です。</p>		<p>適度な時間と良質な睡眠をとることが仕事、私生活共に充実した毎日を送るための基礎となります。</p>					
<p>○その他建設業に関する教育の種類(抜粋)</p> <p>・作業内容変更時の教育(労働安全衛生法第59条第2項)</p> <p>・危険又は有害な業務につく者への特別教育(労働安全衛生法第59条第3項)</p> <p>・職長教育(労働安全衛生法第59条第3項)</p>		3 必須動画		【5分】			
		災害事例1					
		災害事例2					

